

私たちは日々、「当たり前」だと思っている生活の中に、無意識の偏りがあることに気づかずにごろしているかもしれません。社会の現状を正しく知るためには、統計が役立ちます。統計の数値から、私たちの身近な生活や社会にどのような傾向や課題があるのかを客観的に捉えることができます。さらに、統計を男女別に分析すると、女性と男性が置かれている状況や、抱えている課題の違いが見えてきます。（※コラム参照）

今回は、男女別の統計を手がかりに、雇用形態、賃金、厚生年金という三つの統計を順に見ながら、現在の働き方が将来の生活にどのようにつながっているのか考えてみましょう。

データが語る女性の雇用形態、賃金、年金

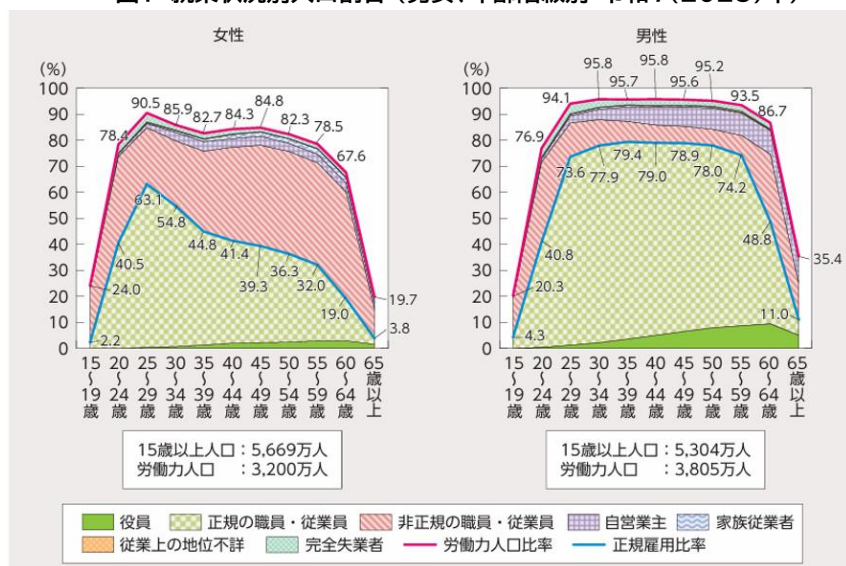
働く女性は増えたけれど、雇用形態にはまだ違いが

かつて女性の就業率は、結婚・出産期に低下する「M字カーブ」を描いていましたが、令和7(2025)年にはほぼ解消しています。多くの女性が社会で働くことが一般的になりましたが雇用形態に目を向けると、男女間に大きな違いが残されています。男性は、年齢が上がっても正規雇用比率が比較的高い水準で推移する一方、女性の正規雇用比率は25～29歳の63.1%をピークに年代とともに低下する「L字カーブ」がみられます。（図1）

依然として、出産等を契機に働き方を変えたり、女性がキャリアを中断・断念したりする状況が残っていることがうかがえます。

就業率や正規・非正規などの雇用形態を男女別・年代別に見ることで、男女の働き方の違いを知ることができます。

図1 就業状況別人口割合（男女、年齢階級別・令和7(2025)年）



出典:内閣府男女共同参画局『令和8年版男女共同参画白書』/総務省「労働力調査(基本集計)」より作成

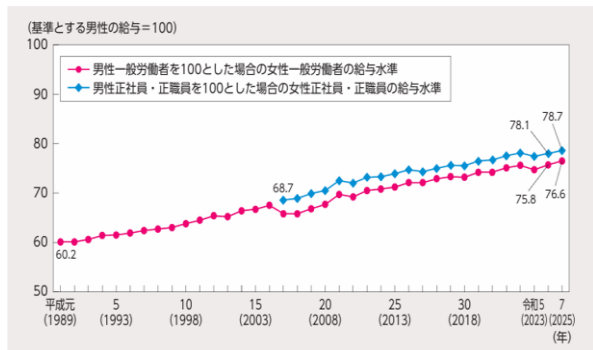
縮まりつつも依然として残る男女の賃金差

男女の所定内給与の差は、長期的には縮小してきています。それでも、令和7(2025)年に男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性は76.6でした。正社員・正職員に限っても、女性は78.7となっています。（図2）

年齢別に見ると、同じ雇用形態でも男女の給与の伸び方には差があります。正社員・正職員では60歳までは男性は年齢とともに給与が大きく増加するのに対し、女性の増加幅は小さくなっています。60歳以降は、男女共に下落し、男女差が縮まっています。（図3）

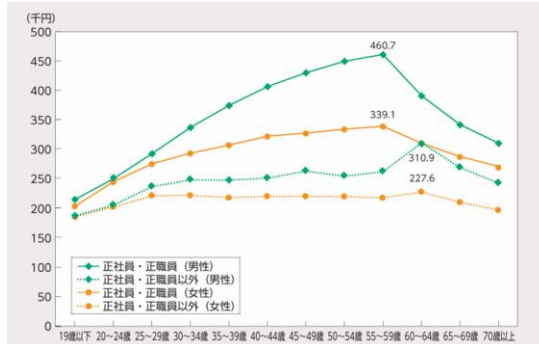
男女の賃金差は、全体の数字だけでは見えにくいものです。「雇用形態」や「年齢別」といった細やかな視点でデータを見ることで、初めて私たちの働き方に潜む具体的な課題が見えてきます。

図2 男女間所定内給与格差の推移



出典:内閣府男女共同参画局『令和8年版男女共同参画白
／厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

図3 所定内給与額(雇用形態別・年齢階級別)(令和7(2025)年)



出典:内閣府男女共同参画局『令和8年版男女共同参画白書』
／厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和7(2025)年)より作成

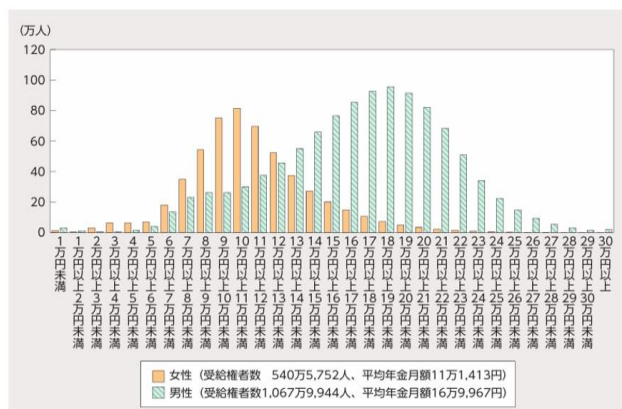
現在の働き方が直結する、男女の年金格差

男女別にみると、老齢厚生年金の受給権者は、女性は540万5,752人で、男性1,067万9,944人の約半数となっています。もらえる「年金額」については、女性の平均受給額は「11万1,413円」であり、男性の「16万9,967円」よりも約6万円

低く、男性の約3分の2となっています。最も受給権者が多い層を比較しても、女性は「10万円以上11万円未満」が最多であるのに対し、男性は「18万円以上19万円未満」が最も多く、男女で差があります。(図4)

老齢厚生年金の年金額は、現役時代の平均標準報酬額や加入期間などをもとに決まるため、現役時代の働き方が反映され大きな男女格差が存在しています。計算方法に男女差はありませんが、結果として生じる格差は顕著にジェンダー化されています。

図4 厚生年金保険(第1号)男女別年金月額別老齢年金受給者数(令和6(2024)年度末現在)



出典:内閣府男女共同参画局『令和8年版男女共同参画白書』
／厚生労働省「令和6年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」より作成

※平均年金月額には、老齢基礎年金月額を含む

ジェンダー統計で課題を捉え、社会の変化につなげる

統計データが指し示す客観的な事実は、私たちの働き方や将来の生活が、現行の社会構造や雇用環境に影響されていることを教えてくれます。このように男女別のデータを集計・分析し、社会構造に潜む格差や課題を客観的に明らかにするのが「ジェンダー統計」です。ジェンダー統計は、社会全体の平均値だけを見ていては見落とされてしまいがちな男女の状況を知る手がかりになります。

ジェンダー統計というデータのものをさしを活用して、性別にかかわらず、一人ひとりが望む働き方や暮らし方を選び、安心して将来設計を描ける社会を目指していくことが大切です。埼玉県が令和5年度から取り組んでいるジェンダー主流化は、ジェンダー統計の作成と分析を出発点としています。

第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)では

政策の立案に際しては、可能な限り、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)、データ、アンケート調査等を活用する。ジェンダー統計の充実の観点から、人によってジェンダーアイデンティティの在り方が多様であることに配慮しつつ、男女別データの重要性について周知啓発するとともに、その把握及び利活用の促進に取り組む、とされています。